

重 要

事 務 連 絡
平 成 2 3 年 3 月 3 1 日

保険医療機関(薬局)
各 御中
訪問看護ステーション

岩手県国民健康保険団体連合会
事務局長 海 沼 茂

東北地方太平洋沖地震及び長野県北部の地震に関する診療報酬等の請求の取扱いについて(通知)

本会の事業運営につきましては、平素より格別の御高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記について、厚生労働省より別添のとおり通知されました。概要については下記のとおりですので、通知と併せて御確認いただき、4月以降の請求の際には御留意願います。御不明な点については担当までお問い合わせください。

記

1 平成23年3月診療分に係る診療報酬等の請求について

平成23年3月診療分に係る診療報酬等の請求については、今回の地震による被災により診療録等を滅失又は棄損した場合、あるいは地震発生直後における診療行為については十分に把握することが困難である場合の対応として、概算請求を行うことができるとされました。

2 概算請求を行う場合の取扱いについて

概算による請求を選択する保険医療機関等については、やむを得ない事情がある場合を除き、平成23年4月13日(水)までに概算による請求を選択する旨、各審査支払機関に届け出てください。その他詳細は通知を御確認ください。なお、**国保・後期高齢者医療分については、別添(別紙-岩手)(※本会ホームページよりダウンロードできます)へ必要事項を記入し期日までに本会担当へ御提出をお願いします。**

3 通常の方法による請求を行う場合の取扱いについて

平成23年3月診療分(4月提出分)に係る診療報酬請求書等の提出期限については、平成23年4月13日(水)となります。また、提出期限に遅れたものについては、翌月以降に提出してください。被保険者証等を提示せずに受診した方に係る請求方法等の詳細については通知を御確認ください。

4 レセプト電算処理システムの取扱いについて

レセプト電算処理システムに参加している保険医療機関等において、保険者が特定できない方等に係る診療報酬明細書等については、電子レセプトによる請求でなく紙レセプトにより請求願います。ただし、紙レセプトの出力が困難な場合には電子レセプトにより請求することも差し支えありません。電子レセプトにより請求する際には通知の別添「電子レセプトの記録に係る留意事項」を参照ください。

医科、歯科、調剤分の紙レセプトの用紙については、以下を参照ください。

- (1) 医科…4月13日(水)までは、本会ホームページよりダウンロードできます(入院・外来とも)。4月14日以降はいわて医師協同組合(購買専用フリーダイヤル:0120-054-222)より御購入をお願いします。
- (2) 歯科…本会では用紙を準備しておりませんので、岩手県歯科医師会(Tel.019-621-8020)へお問い合わせください。
- (3) 調剤…本会ホームページよりダウンロードできます。

※本会ホームページアドレス[<http://www.iwate-kokuho.or.jp/>]

トップページ 新着情報 2011年4月1日「東北地方太平洋沖地震関係通知」を確認ください。

以上

**担当:審査管理課管理係
TEL 019-623-0951**